

クリエイティブビジネス海外展開支援金交付要綱

(通則)

第 1 条 この要綱は、クリエイティブビジネス海外展開支援金(以下「支援金」という。)の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 この支援金は、福岡市内(以下「市内」という。)のクリエイティブ関連事業者が事業拡大を目的として、海外展開を実施する際に必要となる経費についてその一部を支援することにより、海外でのビジネス展開や販路拡大を促すことを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において「クリエイティブ関連事業者」は映像、ゲーム、音楽、ファッション及びデザインを主要事業とする事業者を意味する。

(支援事業者)

第 4 条 支援金の交付の対象となる事業者(以下「支援事業者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に本店を有するクリエイティブ関連事業者又は市内に本店を有するクリエイティブ関連事業者からの委託を受けて海外に向けてコンテンツの受託販売・販路開拓を行う事業者
- (2) 役員が福岡市暴力団排除条例(平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下「暴排条例」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第 1 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)や暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 法人として登記をしていること。ただし令和 7 年 3 月 31 日までに法人としての登記を完了する予定の個人事業主は申請可とし、期間内に法人登記完了の報告を登記事項証明書の提出をもって会長に行うものとする。
- (4) その他、支援金の趣旨に照らして適当でないとクリエイティブ福岡推進協議会会長(以下「会長」という。)が判断するものでないこと。

(支援事業)

第 5 条 支援金を交付する対象となる事業(以下「支援事業」という。)は次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 市内のクリエイティブ関連事業者の海外でのビジネス展開や販路開拓・拡大を目指したものであること。
- (2) クリエイティブ福岡推進協議会が本支援事業と別に実施・運営する事業に関する内容でないこと。
- (3) 事業内容が法令及び公序良俗に反したものでないこと。
- (4) 事業において取り扱うコンテンツが、次のいずれにも該当すること。
 - ① 日本および展開国の基準に照らし合わせて成人向けコンテンツおよびこれに準ずるものでないこと。
 - ② 宗教の教義を広め、儀式行為を行うこと及び信者を教化育成することを目的としたものでないこと。

- ③ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としたものでないこと。
 - ④ 特定の公職の候補者もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、もしくはこれらに反対することを目的としたものでないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、支援金の交付が不相当と認められないこと。

(支援対象経費及び支援率)

第 6 条 支援金の交付対象となる経費(以下、「支援対象経費」という。)は、海外における事業拡大を目的として行う別表 1 に掲げるいずれかの取組み(以下、「支援対象事業」という。)とし、支援事業者に対して、予算の範囲内で支援金を交付する。なお、支援金交付の支援対象経費の区分、支援率及び支援限度額は、別表 2 の当該各欄に定めるところによる。

2 前項の規定により算出した支援金の額に千円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(支援対象期間)

第 7 条 支援の対象期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

(申請受付期間)

第 8 条 支援の申請受付期間は、令和 6 年 5 月 1 日から令和 7 年 3 月 24 日までとする。ただし支援金の交付決定の総額が予算に達した場合は早期に受付を終了することがある。

(支援金交付の申請)

第 9 条 支援金の交付を申請する者(以下「申請者」という。)は支援事業者の代表の地位を有する者でなければならず、会長が定める申請期間内に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」または、「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登録されている者であり、当該登録の有効期間内にこの支援金の申請をする者にあつては、(2)、(4)、(5)および(6)の提出を免除する。

(1) クリエイティブビジネス海外展開支援金申請書 (様式第 1 号)

(2) 誓約書 (様式第 2 号)

(3) 海外展開事業計画書 (様式第 3 号)

(4) 役員名簿 (様式第 4 号)

(5) 登記事項証明書

(6) 定款・規約等

(7) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

2 支援金の交付の申請は、1 申請者につき 1 件までとし、複数の市内のクリエイティブ関連事業者が関わる事業であっても、同一事業での申請は 1 申請者に限定する。ただし、先に提出していた申請を取り下げた場合、あるいは先に申請した支援事業について支援金不交付の決定を受けた場合はこの限りでない。

3 会長は、第 1 項に規定する書類に不備があると認められる場合は、申請者に対して期限を定めた上で当該書類の是正又は補正を求めることができる。

(支援金の交付決定)

第 10 条 会長は、前条に規定する申請があったときは審査を行い、支援金を交付すべきと認めるときは、支援金交付決定通知書(様式第 5 号)により、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知しなければならない。

2 会長は、支援金を交付することが不相当と認めるときは、支援金不交付決定通知書(様式第 6 号)により速やかにその決定の内容を申請者に通知しなければならない。

(事業内容の変更)

第 11 条 支援事業の変更(会長が認める軽微な変更を除く。)を行う場合、あるいは支援事業を中止し、又は延期する場合は、あらかじめ会長に対して変更承認願(様式第 7 号)を提出し承認を受けなければならない。

2 前項に規定する会長が認める軽微な変更とは、事業計画の細部の変更であって、支援目的の達成に支障を来すことがなく、支援金交付決定の是非や支援金の額に影響を与えないと会長が認めるものとする。

3 会長は、第 1 項に規定する申請があった場合において、当該申請に係る事項を承認すべきものと認めるときは、第 10 条第 1 項の決定を変更することができる。

(実績報告)

第 12 条 支援金交付の決定を受けた事業者(以下「交付決定者」という。)は支援事業を完了したときは、その日から起算して 30 日を経過した日又は令和 7 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに支援対象事業実績報告書(様式第 8 号)に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(1) 支援対象経費に係る支出の確認ができる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類等

2 前項の場合において支援対象事業実績報告書の提出期限について、会長の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

(支援金の額の確定等)

第 13 条 会長は、前条の報告を受けた場合には、当該報告書その他の書類の審査を行い、その報告に係る支援事業の実施結果が第 10 条に基づく支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき支援金の額を確定し、支援金交付額確定通知書(様式第 9 号)により支援事業者に通知するものとする。

(支援金の交付の時期)

第 14 条 支援金は、前条の規定により決定した後に交付するものとする。

2 交付決定者は、前条の規定による支援金交付額確定通知書を受領したときは、会長が定める期日までに、支援金請求書兼口座振込依頼書(様式第 10 号)を会長に提出しなければならない。

3 会長は、前項の規定による支援金請求書兼口座振込依頼書が支援事業者より提出されたときは、その内容を審査確認のうえ、交付決定者に対して支援金の交付を行なわなければならない。

(決定の取消し)

第 15 条 会長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると判明したときは、第 10 条第 1 項による決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定者が第 4 条に規定する支援事業者の要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 当該事業が第 5 条に規定する支援事業の要件を満たしていないことが判明したとき。
- (3) 申請書類等の内容に虚偽があることが判明したとき
- (4) 偽りその他不正な手段によって支援金の交付決定を受けたとき
- (5) 公序良俗に反する行為があると認められるとき
- (6) 支援事業の実施に際し日本の法令に違反したとき
- (7) 前各号に掲げるもののほか、支援金の交付が不相当と会長が認めるとき

2 前項の規定は、支援金の交付後においても適用があるものとする。

3 会長は、第 1 項又は前項の規定に基づき取消しを決定したときは、支援金交付決定取消通知書(様式第 11 号)により交付決定取消を決定した事業者(以下、「交付取消事業者」という。)に通知しなければならない。

4 会長は、交付取消事業者が第 1 項第 4 号から第 6 号までに該当する場合、当該事業者の名称及びその内容を公表することができる。

(支援金の返還)

第 16 条 会長は、前条第 1 項又は第 18 条第 3 項に基づき支援金の交付決定を取り消した場合において、交付決定者に対して既に交付した支援金があるときは、その全部又は一部の返還を請求しなければならない。

2 会長は、交付取消事業者に対して支援金の返還を請求するときは、支援金返還通知書(様式第 12 号)により、返還金額、返還理由及び返還期日を交付取消事業者に通知しなければならない。

(加算金及び延滞金)

第 17 条 交付取消事業者は、前条の規定により支援金の返還を請求されたときは、その請求に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該支援金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金をクリエイティブ福岡推進協議会に納付しなければならない。ただし、加算金の金額が 10 円未満であるときは、この限りでない。

2 前項の規定の適用については、当該支援金が 2 回以上に分けて交付されているときは、返還を請求された額に相当する支援金は、最後の受領の日を受領したものとみなし、当該返還を請求された額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとみなす。

3 第 1 項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付取消事業者の納付した金額が返還を請求された支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された支援金の額に充てられたものとする。

4 交付取消事業者が支援金の返還を請求され、これを納期日までに納付しなかったときは、福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例(昭和 32 年福岡市条例第 12 号)第 4 条の規定により算出した延滞金をクリエイティブ福岡推進協議会に納付しなければならない。

- 5 会長は、第1項又は第4項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(暴力団の排除)

第18条 会長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。)

第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

- 2 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、支援金を交付しないものとする。
- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
 - (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
 - (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 会長は、交付決定者が前項各号のいずれかに該当したときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 会長は、支援金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者または支援事業者に対し当該申請者又は当該支援事業者(法人であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日等の個人情報の提出を求めることができる。

(書類の保存)

第19条 交付決定者は、支援事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を当該支援事業終了後5年間保管しなければならない。

(届出の義務)

第20条 交付決定者は、商号もしくは名称又は本店、主たる営業所もしくは事務所の所在地を変更し、合併し、解散し、代表者を変更し、又は業務の全部を廃止することとなった場合は、速やかにその旨を会長に届け出なければならない。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に基づく支援金に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

別表 1

支援対象事業	事業内容
1 コンテンツ海外展開支援事業	<p>海外でのコンテンツ市場拡大を目的として行う以下の事業。ただし、過去に海外で契約したことのあるコンテンツを、再度同じ契約先と契約する場合を除く。</p> <p>(1) 市内クリエイティブ事業者が自社で制作したコンテンツを海外展開する事業 ただし、当該コンテンツの著作権またはこれに関連する権利の一部または全部を持つこと。もしくは著作権等の権利を保有しない場合であっても制作会社がコンテンツでレベニューシェアを受けること。</p> <p>(2) 事業者が委託を受けて、市内のクリエイティブ事業者が制作し著作権をもつコンテンツを海外展開する事業</p> <p>(3) 市内クリエイティブ事業者が海外の事業者と共同制作する事業</p>
2 海外展示会等出展支援事業	<p>海外の販路開拓・拡大を目的として、海外で開催される見本市、展示会、現地フェア、現地商談会及びこれらに類するものに参加する事業。</p> <p>ただし、過去に出展したことがある展示会等へ再出展する場合を除く。</p>
3 海外市場調査支援事業	<p>将来的な海外展開、海外需要の取り込みや競争力の強化を目的として、海外進出の位置づけや、対象となる国・地域、顧客等、展開手法などに関する現地市場調査を行うための事業。</p> <p>ただし、既に事業展開を行っている国・地域で現地調査を行う場合を除く。</p>

別表 2

事業種別	支援対象経費	支援金の額
1 コンテンツ海外展開支援事業	謝礼(契約のために、国内及び現地の専門家(弁護士、弁理士、会計士、コンサルタント等)に支払う謝金)、渡航費(現地に赴く1名分)、通訳翻訳料、広告費用(コンテンツの認知を上げるためのもの)、その他事務局長が必要と認める経費	支援金の交付の対象となる経費の 1/2 以内(千円未満切り捨て)で、600 千円を上限とする。
2 海外展示会等出展支援事業	出展小間(ブース)料、展示装飾費、出展物輸送費、リース料(展示会用備品レンタル等)、渡航費(現地に赴く1名分)、通訳翻訳料、印刷製本費(パンフレット、見本商品用ラベル等)、役務費(参加費、登録料、検査手数料、手続き代行料等)、その他事務局長が必要と認める経費	
3 海外市場調査支援事業	渡航費(現地に赴く1名分)、通訳翻訳料、賃借料(進出準備又は現地調査のための現地レンタルオフィス等の賃借料)、委託費(現地調査、分析並びに子会社設立に向けた諸手続きに係る専門家等への委託費)、印刷製本費(パンフレット、見本商品用ラベル等)、その他事務局長が必要と認める経費	